

三条市未来の保育所検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三条市における就学前児童数の減少及び保育ニーズの多様化を踏まえ、将来にわたり安定的かつ質の高い保育を提供するための保育所等の在り方について総合的に検討を行うため、三条市未来の保育所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 将来にわたり安定的かつ質の高い保育環境を維持し、及び向上させていくための保育所等の在り方に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員37人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 関係団体代表者
- (5) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見

を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。